

◎新潟県告示第1119号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第9条第1項の規定により、平成28年4月新潟県告示第586号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成28年4月14日から平成28年12月15日までの間に到来するものについて、平成28年12月16日とする。

平成28年10月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

都道府県名	地域
熊本県	熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町